「運送保険　個人情報漏えい特約条項・情報漏えい特約賠償条項」の概要

本紙は、日本郵便株式会社（以下、日本郵便：**保険契約者**）が損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下、損保ジャパン日本興亜）と契約する保険の内容を「日本郵便の紙のリサイクル　機密文書溶解サービス」の契約者（以下、お客さま）に説明するものです。

1. 「日本郵便の紙のリサイクル　機密文書溶解サービス」について

「日本郵便の紙のリサイクル　機密文書溶解サービス」には、サービスの利用に起因して発生した情報漏えいに起因して発生する、各種損害を補填する「運送保険　個人情報漏えい特約条項・情報漏えい特約賠償条項」が付帯されています。

2. 「運送保険　個人情報漏えい特約条項・情報漏えい特約賠償条項」の補償について

「運送保険　個人情報漏えい特約条項・情報漏えい特約賠償条項」は、日本郵便が保険契約者となり、「日本郵便の紙のリサイクル　機密文書溶解サービス」のお客さまを被保険者として、損保ジャパン日本興亜との間で契約締結することで付帯されます。

「運送保険　個人情報漏えい特約条項・情報漏えい特約賠償条項」の補償期間は、「日本郵便の紙のリサイクル　機密文書溶解サービス」の対象となる貨物を日本郵便が受領した時に始まり、溶解処理工場へ輸送し、溶解処理が完了した時に終わります。

3. 「運送保険　個人情報漏えい特約条項・情報漏えい特約賠償条項」の概要

「運送保険　個人情報漏えい特約条項・情報漏えい特約賠償条項」においては、「日本郵便の紙のリサイクル　機密文書溶解サービス」で輸送する貨物に含まれる個人情報・顧客情報等の機密情報が、補償期間中に偶然な事由により漏えい又はそのおそれが生じたために、被保険者が**（1）法律上の賠償責任負担することによって被る損害**及び**（2）措置に要する費用**をお支払いいたします。

ただし、**（2）措置に要する費用**については、個人情報、顧客情報等の機密情報の漏えい又はそのおそれが生じたことが、次の①から③に掲げる事由のいずれかがなされることにより客観的に明らかになった場合にかぎります。

① 被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ又はこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等

② 本人又はその家族への謝罪文の送付

③ 公的機関に対する文書による届出又は報告等

対象となる損害	概要
（1）賠償責任を負担することによって生じる損害	偶然な事由により、貨物に含まれる個人情報、顧客情報等の機密情報の漏えい又はそのおそれが生じ、被保険者に対し、日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金、争訟費用など）に対して保険金を支払います。
（2）事故時の措置に要する費用の損害	偶然な事由により、貨物に含まれる個人情報、顧客情報等の機密情報の漏えい又はそのおそれが生じたことを知った場合において、被保険者が実施する措置に要する費用の損害に対して、保険金を支払います。 【費用の例】 謝罪会見・広告・文書費用、見舞品購入費用、損害賠償請求を受理するために要した費用、漏えい個人情報、顧客情報等の機密情報の内容、範囲等の開示請求受理に要した費用、本人によるその本人が識別される個人データの開示等又は利用の停止の請求受理に要した費用、有益な第三者のコンサルティング又は類似の指導等を受けるために要した費用、損害が生じた貨物に含まれている情報と同種同等の情報を再作成若しくは再取得する場合の再作成費用若しくは再取得費用

4. てん補限度額

1事故当たりのてん補限度額　100，000千円（輸送中・保管中）

5. 「運送保険　個人情報漏えい特約条項・情報漏えい特約賠償条項」の補償対象外となる主な場合

【損害賠償・費用の損害共通】

① 貨物の自然の消耗又はその性質若しくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
② 荷造りの不完全
③ 輸送用具、輸送方法又は輸送に従事する者が出発（中間地からの出発及び積込港・寄港港からの発航を含みます。）の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと
④ 運送の遅延
⑤ 戦争、内乱その他の変乱
⑥ 水上又は水中にある魚雷又は機雷の爆発
⑦ 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留又は押収
⑧ 検疫又は⑦以外の公権力による処分
⑨ ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為又は労働争議参加者の行為
⑩ 10 人以上の群衆・集団の全部又は一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動及びこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行（放火及び盗取を含みます。）ならびにこれらに関連して生じた事件
⑪ 原子核反応又は原子核の崩壊
⑫ 地震、噴火若しくはこれらによる津波又はこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害。地震、噴火若しくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害は、前段に掲げる事故によって生じたものと推定します。

【損害賠償部分】

① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者（保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人を含みます。以下同様とします。）又はこれらの者の使用人の故意又は重大な過失。ただし、上記の使用人については②に掲げる者を除きます。
② 貨物の輸送に従事する者が、保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者の代理人若しくは使用人である場合は、これらの者の故意
③ 被保険者の故意又は他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
④ 被保険者又はその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
⑤ 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
⑥ 被保険者が違法に私的な利益を得た行為又は違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求
⑦ 次の（ア）又は（イ）に掲げるものに対する損害賠償請求
　（ア） 身体の障害(身体の傷害及び疾病をいい、これらに起因する後遺障害及び死亡を含みます。)
　（イ） 財物の滅失、損傷、汚損(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)
⑧ この保険契約の責任期間の開始日より前に被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
⑨ この保険契約の責任期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
⑩ 直接であると間接であるとを問わず、次の（ア）又は（イ）に掲げる事由に起因する損害賠償請求
　（ア） 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出又はそれらが発生するおそれがある状態
　（イ） 汚染物質〔の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化若しくは中和化の指示又は要請
⑪ 直接であると間接であるとを問わず、核物質（核原料物質、特殊核物質又は副生成物をいいます。）の危険性（放射性、毒性又は爆発性を含みます。）又はあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
⑫ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する損害賠償請求
⑬ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮又は津波に起因する損害賠償請求
⑭ 通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
⑮ 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
⑯ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用又は解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求

【費用の損害部分】

（その1） 次の①又は②に該当する事由によって生じた損害

① 被保険者、保険金を受け取るべき者（被保険者、保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人を含みます。以下同様とします。）又は使用人の故意又は重大な過失。ただし、上記の使用人については②に掲げる者を除きます。
② 貨物の輸送に従事する者が、被保険者又は保険金を受け取るべき者の代理人若しくは使用人である場合は、これらの者の故意

（その2-1）直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑤までに掲げる事由に起因する損害

① 被保険者が本人に通知し、又は公表する個人情報、顧客情報等の機密情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報、顧客情報等の機密情報の取扱い
② 偽りその他不正な手段により取得した個人情報、顧客情報等の機密情報の取扱い
③ 被保険者の個人情報、顧客情報等の機密情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した当該違反に起因する個人情報、顧客情報等の機密情報の漏えい又はそのおそれ
④ 政治的、社会的、宗教的若しくは思想的な主義・主張を有する団体・個人又はこれと連携するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為若しくは破壊行為又はこれらの行為が発生するおそれ
⑤ 廃棄した、電子計算機、その周辺機器又はそれらで直接処理を行える磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム等の記録媒体に記録されている個人データにより生じた個人情報、顧客情報等の機密情報漏えい又はそのおそれ

（その2-2）次の①から④までに掲げる損害

①　貨物の損壊により生じた損害 ②　被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 ③　被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者がその対応のために負担する訴訟費用、弁護士費用 ④　被保険者の法的代理人への報酬・給与

6. 注意事項

保険請求に当たり、次の事項にご注意ください。保険契約者又は被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いて支払われる場合があります。

① 以下の事項を遅滞なく**申込先の郵便局**へ通知してください。
（1）事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
（2）損害賠償の請求の内容

② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全又は行使に必要な手続をしてください。

③ 損害の発生及び拡大の防止に努めてください。

④ 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部又は一部を承認しないでください。

⑤ 損害賠償請求についての訴訟を提起し、又は提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。

⑥ 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認め、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部又は全部について保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

⑦ この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

⑧ 他の保険契約や共済契約の有無及び契約内容について、遅滞なく通知してください。

⑨ 損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類又は証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

⑩ 保険金のご請求にあたっては、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

7. お問い合わせ先

申込先の郵便局では、事故が発生した場合の通知を除き、「運送保険　個人情報漏えい特約条項・情報漏えい特約賠償条項」の補償内容や保険金支払の可否など、保険に関するお問い合わせにはお答えできません。「運送保険　個人情報漏えい特約条項・情報漏えい特約賠償条項」に関するお問い合わせについては、以下のJP損保サービス株式会社の問い合わせ窓口までご連絡ください。

◎事故が発生した場合の連絡先	**申込先の郵便局**
◎「運送保険　個人情報漏えい特約条項・情報漏えい特約賠償条項」に関するお問い合わせ	JP損保サービス株式会社　法人営業部 03－5226－8801（営業時間　平日 9:15～17:10）

以上